

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス (宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約) 契約約款 <u>2025年1月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス (宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約) 契約約款 <u>2025年4月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）						
別 記 1 2 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス (2) 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。 <table><tr><th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>天気予報サービス</td><td>気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス</td><td>1 7 7</td></tr></table> (4) 天気予報サービスは、1 の音声通信について、天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 1 2 分までの間において、その音声通信を打ち切ります。 (注 1) (2) (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。	区別	内容	電気通信番号	天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7	別 記 1 2 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス (2) (削除) (4) (削除) (注 1) (3) の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。	
区別	内容	電気通信番号						
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	1 7 7						

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）						
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年4月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（整理品目）</u> 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した光電話サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する光電話サービスに関する提供条件に準ずるものとします。 4 前項に規定する光電話サービスに関する提供条件は、次のとおりです。 別 記 <u>12 天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス</u> <u>（2）当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。</u> <table><tr><th>区別</th><th>内容</th><th>電気通信番号</th></tr><tr><td>天気予報サービス</td><td>気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス</td><td>177</td></tr></table> <u>（4）天気予報サービスは、1の音声通信について、天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。</u> <u>（特例措置）</u> 5 以下の特例措置は、2025年4月1日から2025年6月30日まで実施します。 6 5の実施期間中に、光電話サービス契約の申込みした光電話サービス契約者には、特例措置として、コース1に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費を0円とします。	区別	内容	電気通信番号	天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177	
区別	内容	電気通信番号						
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177						